

国住指第 8 0 6 号

平成 1 8 年 6 月 9 日

都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

防火シャッターの閉鎖作動時の危害防止について

平成 1 8 年 6 月 7 日、新潟県五泉市内の小学校において、1 年生男子児童が降下した防火シャッターに首を挟まれる事故が発生したことは誠に遺憾である。この事故は、自動火災報知設備を含めた消防用設備の点検中に生じた模様であり、詳しい事故原因は警察において調査中とのことだが、貴職におかれては、消防用設備の点検の際に、防火シャッターが連動して作動しないよう、連動スイッチを切るなどの適切な措置を徹底するとともに、利用者のいない時間帯に点検を実施する、作業員を適切に配置するなど、当該建築物の所有者、管理者等に対して、事故防止対策の徹底について周知に努められたい。

また、昨年 1 2 月 1 日、改正建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）等を施行し、防火シャッター等の閉鎖作動時の危害防止措置を義務付けた（同令第 1 1 2 条第 1 4 項）。具体的には、「閉鎖作動時の運動エネルギーが 1 0 J（ジュール）以下であること」及び「防火シャッター等の質量が 1 5 k g 以下であるか、人と接触した場合に 5 c m 以内で停止すること」を義務づけたところである。貴職におかれては、建築物の所有者、管理者等に対し、新築や増改築時等における当該基準の遵守を徹底するとともに、既存建築物の所有者、管理者等に対しても、この規定に適合させるようための改修を行うよう、適切に指導されたい。

特に学校において早急な対策が求められており、文部科学省より、平成 1 8 年 6 月 8 日付けで、付属学校を置く各国立大学法人、各都道府県私立学校及び

教育委員会あてに、防火シャッター閉鎖作動時の危害防止について、別添のとおり通知されていることから、特に学校において早急な対策が求められていることから、教育委員会等の関係部局と連携して速やかに対策を講じられたい。

なお、いわゆる二段降下式（煙感知器の信号で閉鎖後、予め設定した高さで停止し、その後、熱感知器の信号で再降下し全閉する方式）の防火シャッターであっても、閉鎖作動時の危害防止措置が講じられていないものは当該基準に適合しないので、念のため申し添える。

貴職におかれては、管内の特定行政庁に対してこの旨周知されたい。

事務連絡
平成18年6月8日

附属学校を置く各国立大学法人事務局長
各都道府県私立学校主管課長
各都道府県教育委員会施設主管課長
各都道府県教育委員会学校安全主管課長
殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長
岡 誠

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
山 口 敏

防火シャッター閉鎖作動時の危害防止について

平成18年6月7日、新潟県五泉市立村松小学校において、遺憾ながら、児童が防火シャッターに挟まれる事故が発生しました。

防火シャッター閉鎖作動時の危害防止については、これまでも「防火シャッター閉鎖作動時の危害防止について」（平成10年10月13日付け10施指第49号）、「安全で快適な学校施設を維持するために」（平成13年3月）、「防火シャッター閉鎖作動時の危害防止について」（平成16年6月4日付け事務連絡）等により、各学校において適切な対応をお願いしてきたところです。

今後、このような事故を未然に防止するために、各学校において、防火シャッターの設置位置、役割、作動状況及び危険性等について児童生徒等に繰り返し認識させ、特に、小学校では、低学年の児童による事故の発生が多いことから、入学後できるだけ早い時期に危険性等について周知徹底するようお願いいたします。また、煙感知器や防火シャッター等を点検する場合には、児童生徒等の安全に十分配慮し、異常がある場合は早急に補修する等、適切な安全対策を講じるようお願いいたします。

平成13年3月に配布しましたパンフレット「安全で快適な学校施設を維持するために」（参照URL http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/05010601.htm）については、教職員等への配布などにより合わせて周知徹底をお願いいたします。

また、平成17年に改正された建築基準法施行令（平成17年7月21日政令第246号）及び告示（建告第2563号、同第2564号）において、新築、増築又は大規模な改修等を行う場合には、防火シャッターについて、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置が義務付けられたことにも留意願います。

さらに、各都道府県教育委員会にあっては、域内の各市区町村及び学校に対して、各都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、このことを周知徹底するようお願いいたします。

本件に関する問い合わせ先：大臣官房文教施設企画部施設企画課指導第一係
TEL：03-5253-4111 内線2291（廣田）

国住指第 8 0 7 号

平成 1 8 年 6 月 9 日

社団法人日本シャッター・ドア協会
会長 岩部 金吾 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

防火シャッターの閉鎖作動時の危害防止について

平成 1 8 年 6 月 7 日、新潟県五泉市内の小学校において、1 年生男子児童が降下した防火シャッターに首を挟まれる事故が発生したことは誠に遺憾である。この事故は、自動火災報知設備を含めた消防用設備の点検中に生じた模様であり、詳しい事故原因は警察において調査中とのことだが、貴職におかれては、消防用設備の点検の際に、防火シャッターが連動して作動しないよう、連動スイッチを切るなどの適切な措置を徹底するとともに、利用者のいない時間帯に点検を実施する、作業員を適切に配置するなど、貴協会会員に対して、事故防止対策の徹底について周知に努められたい。

平成18年6月9日

社会資本整備審議会建築分科会
第5回建築物等事故・災害対策部会の開催について

標記部会を下記により開催致します。

記

1. 日 時 平成18年6月15日(木) 19:00～20:30(予定)
2. 場 所 合同庁舎3号館 国土交通省4階特別会議室
3. 議 題
 - (1) 港区で発生したエレベーターの死亡事故について
 - (2) 新潟県で発生した防火シャッターの事故について
 - (3) その他

※ カメラ撮りは、冒頭から議事に入るまででお願いします。

建築分科会事務局
住宅局建築指導課

岩石 (内線39523)
上條 (内線39524)

建築分科会建築物等事故・災害対策部会 委員名簿

委員

久保哲夫 東京大学教授
櫻井敬子 学習院大学教授
園田眞理子 明治大学助教授

臨時委員

大森文彦 東洋大学教授・弁護士
野村 勲 国際医療福祉大学大学院教授

専門委員

伊藤村信義 (独) 建築研究所研究総括監
今村信義 興和不動産(株)ビル事業本部プロパティマネジ
後藤伸一 エント部長執行役員
島野橋儀平 ヨウ総合計画(株)代表取締役
高辻本 誠 東洋大学教授
直井英雄 東京理科大学教授
中野塾の 昭雄 東京理科大学教授
向殿弘行 明治大学教授
中野 政弘 (社)日本エレベーター協会専務理事

※9月29日付けで建築物等事故防止対策部会を建築物等事故・災害対策部会に改編